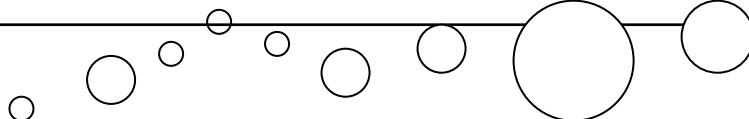
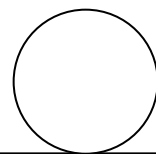
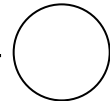




第2分野 自立してともに成長する人づくり

1. 第2分野の提案にあたって 2-1
 2. 第2分野の検討の経緯 2-2
 3. 提案の全体概要 2-3
 4. 理念 中野区で育ってよかった、中野区に住んでよかった
中野区に住み続けたい、と思う人づくり 2-4
 5. 子育て子育て・学校教育・社会教育を支えるための協働 2-4
 6. 子育て・子育て支援
子どもの最善の利益を保障する施策を充実させる
家庭をとりまく、子育て子育ての社会化を実現する 2-5
 7. 学校教育
子ども一人ひとりが、生き生き通う学校を目指す
子ども一人ひとりが、
個性を生かし能力を伸ばせる柔軟な教育環境づくり 2-6
 8. 社会教育
社会に貢献できる、豊かな人材育成を目指す
健康を維持し、生きがいを持って社会参加できる環境づくり 2-7
- 添付資料：
- 中野区における平和行政の基本に関する条例 2-8
 - 中野区教育行政における区民参加に関する条例 2-10
 - 中野区男女平等基本条例 2-11
 - なかの子どもプラン（計画の体系） 2-14



【第2分野の提案にあたって】

基本構想を描く区民ワークショップ第2分野に与えられたテーマは、「自立してともに成長する人づくり」でした。このテーマに沿って 理念（人権、平和、男女平等）、子育て子育て支援、学校教育、社会教育について話し合いました。

2003年4月8日から2004年2月19日まで、毎月第2火曜日の夜間と第4土曜日の午前中に定例的なワークショップを持ち、定例会だけでも延べ24回になりました。定例会の他に臨時的な打ち合わせを数回持ち、試行錯誤しながらも、参加者全員で合意できることを確認しながら提案シートの完成をめざし取り組みました。

会合には、傍聴者の参加もあり、また、第15回の会合では、中野ハイティーン会議（高校生による会議）と中高校生の居場所や中野区の公園について意見交換も行いました。

全体の理念としては、「中野区で育ってよかった、中野区に住んでよかった、中野区に住みつづけたいと思う、人づくり」とし、人権・平和・男女平等の視点で区民と行政が双方に意識改革をし、協働で取り組むこととしました。

与えられたテーマは、「理念」と「子育て支援」、「学校教育」、「社会教育」のジャンル別に分類し、それぞれに中野区の現状、10年後の姿、キーワード、実現するための具体的施策・方法に分けて提案シートを作成しました。

提案内容は、多くの方に読んでいただけるように枚数を少なくし、出来るだけ簡潔に工夫し、別紙の提案シートに盛り込みました。

【第2分野ワークショップ参加者】

氏名	備考	氏名	備考
星野 恵子	リーダー	田中 いづみ	
伊丹 安雄	サブリーダー	中村 信子	
鯉淵 宣子	サブリーダー	福富 リカ	
藪田 和久	サブリーダー	矢島 義訓	
水流 由美子	サブリーダー	安田 護朗	
飯嶋 真美江		吉田 実	
大澤 登		吉野 庸子	
萱村 巖		渡邊 理恵	
後藤 幸子		金子 千秋	職員プロジェクトチーム
小林 知子		菊池 はるみ	職員プロジェクトチーム
小森 繁男	基本構想審議会委員	田嶋 昭子	職員プロジェクトチーム
新谷 順子		森 克久	職員プロジェクトチーム
高山 理知子			

注) 27人(第1回)で発足し、上記参加者が中心となり、最終提案をまとめた。

第二分野の検討の経緯

回	年 月 日	議 題（検討内容）
1	2003年 4月 8日	参加者自己紹介、ワークショップにかける思い等
2	2003年 4月26日	KJ法により話し合いたいテーマを分類
3	2003年 5月13日	子育て、社会教育について問題提起
4	2003年 5月24日	リーダー、サブリーダーの選出、問題提起（子育て、社会教育）
5	2003年 6月10日	問題提起（子育て）今後の進め方
6	2003年 6月28日	幼児教育、子育てについて問題提起
7	2003年 7月 8日	学校教育についての問題提起
8	2003年 7月26日	社会教育についての問題提起
9	2003年 8月12日	第8回までに話し合われた課題についてキーワードを抽出
10	2003年 8月23日	全体の理念及び将来像について
11	2003年 9月 9日	中野区職員プロジェクトチーム提案報告を受ける
12	2003年 9月27日	全体会の発表について 全体会発表にむけての整理
13	2003年10月14日	全体会提案シートについての検討
14	2003年10月25日	全体会提案シートについての検討
	2003年10月28日	区民ワークショップ全体会（各ワークショップ分科会の検討経過報告）
15	2003年11月11日	中野ハイティーン会議との意見交換（中高校生の居場所、中野区の公園等）
16	2003年11月22日	中間報告（第2回基本構想シンポジウム・審議会での発表について）
	2003年12月 3日	第2回基本構想シンポジウム（各ワークショップ分科会の中間報告）
	2003年12月 4日	基本構想審議会に中間報告
17	2003年12月 9日	提案シートの修整（社会教育）
18	2003年12月22日	提案シートの修整（社会教育）
19	2004年 1月13日	今後の検討の方法、提案シートの修整（社会教育）
	2004年 1月16日	桃園第二小学校の6年2組の社会科授業でリーダーサブリーダーが区民ワークショップの活動を紹介
20	2004年 1月24日	提案シートの修整（学校教育）
21	2004年 2月 7日	提案シートの修整（学校教育、子育て支援）
22	2004年 2月10日	提案シートの修整（理念等）
23	2004年 2月13日	提案シートの修整（行政、地域活動、施設利用のあり方等）
24	2004年 2月19日	最終提案シートの確認
	2004年 2月26日	基本構想審議会に最終提案
	2004年 2月28日	第3回基本構想シンポジウム（各ワークショップ分科会の最終報告）

自立してともに成長する人づくり

理念

中野区で育ってよかった、中野区に住んでよかった、中野区に住み続けたい、と思う人づくり

人権・平和・男女平等

協働

区民・行政双方の意識改革と連携

- 相手を尊重する心と、自尊心を育てる教育が行われている
- 人種・国籍・性別・職業などあらゆる差別を許さない地域社会が実現している
- 「中野子ども権利条例」が制定され、教育行政・地域社会に生かされている
- 平和教育への取り組みが目に見える形で行われ、身近に国際平和が考えられている
- 世界平和に貢献できる人づくりが行なわれている
- 男女平等参画社会への取り組みが推進されている

- 「自治基本条例」が制定され、中野区の自治の理念や参加のしくみが広く区民に共有されている
- 行政の各担当部署が縦横に結びつき有効に機能している
- 民間を活用する考え方が整理されている
- 地域活動を側面援助する仕組みや役割が構築されている
- 自主的に参画し、責任をもった活動が行われている
- 地域組織は民主的に運営され、若年層も参加している
- 有効で公平な施設活用がなされている

子育て・子育て支援	学校教育	社会教育
子どもの最善の利益を保障する施策を充実させる 家庭をとりまく子育て、子育ての社会化を実現する	子ども一人ひとりが、生き生きと通う学校を目指す 子ども一人ひとりが個性を生かし、能力を伸ばせる教育環境づくり	社会に貢献できる豊かな人材育成を目指す 健康を維持し、生きがいを持って社会参加できる環境づくり
10年後の中野		
乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが、発達段階に応じて安全で健康にのびのびと育つ環境が整っている ・地域に支えられ、親が育っていく環境がある ・幼稚園や、保育園等、子どもにとってふさわしい施設を選択できる。 ・園と保護者で、一緒に子どもを育てあうという共通認識を持ち、話し合える場が充実している 	小学校・中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもに基礎学力を身に付ける機会が保障されている ・教育内容を多面的にとらえ、魅力ある授業を行う先生がたくさんいる ・より多くの人間関係づくりを学ぶ場になっている ・自治意識を持ち、社会に目を向けられる子どもが育っている 	学習の機会 <ul style="list-style-type: none"> ・学びを通じ、自立を目指した仲間作りや世代交流が支援されている ・人権・平和や国際感覚を高める学習が用意されている ・それぞれのライフステージに応じた学習の機会がある ・学んだ成果を自らが生かすための仕組みがある ・コミュニティの核となる人材が育っている ・学びたい内容や方法が選択できる情報が充分にある
学童期 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で、体験や交流を通じて子どもが健全に育っている ・子どもが日常的にコミュニティを形成する居場所として、児童館などの施設が整っている ・親の就業にかかわらず、保護を必要とする子どもが利用できる学童クラブがある 	制度 <ul style="list-style-type: none"> ・学校が適正に配置され、子どもにとって良好な教育環境が整っている ・教員同士が能力を互いに高めあえる学校になっている ・教育委員会は子どもと保護者の立場に立って、問題の解決にあっている ・行政機構の中で、教育委員会は自立した運営がなされている ・「中野区教育行政における区民参加に関する条例」に基づき、区民と行政が積極的に検証、討論し、よりよい教育環境を追求している 	図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット活用、児童サービスなど、新しい図書館サービスが実施され、多くの区民に有効に利用されている ・専門の司書が職員を中心となって運営されている ・知的交流の場となっている
青少年 <ul style="list-style-type: none"> ・区民として意見を述べる機会や、社会参画ができる仕組みがある ・健全に育つために、青少年施設や公園などの居場所が確保され、活用されている ・問題を抱えている青少年への支援システムが整っている 	学校施設 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設は、まず児童生徒の利用を優先し、公平性、透明性のある利用がされている ・適正配置に伴い学校として使用しなくなった施設は、地域コミュニティの中心となり、教育資産として子どもをはじめ多くの区民に開放されている 	文化 <ul style="list-style-type: none"> ・中野区の文化遺産が保存され、区民に共有されている ・専門家やコーディネーターの協力を得て、創造的環境が整っている ・区民参画による文化事業が提案され実施されている ・様々な施設が、世代を問わず利用しやすくなっている ・街に若者文化を育てる環境があり、世代間の交流も行われている ・誰でも色々な手段で文化情報を発信受信している
障害児 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の学校で、ともに教育を受けられる ・親が亡くなった後も、生涯、地域で支えられて暮らしている ・乳幼児期から障害者への理解を促進する教育がなされている 	地域 <ul style="list-style-type: none"> ・地域が公立学校を支え、子どもたちが育つ環境を見守っている ・地域が、子ども達の公共心や社会性を育てる役割を果たしている 	スポーツ <ul style="list-style-type: none"> ・自然に親しみ、アウトドアを楽しむ環境がある ・区民の多様なスポーツへの要求が満たされている ・青少年や区民のスポーツサークル活動が活発に行われている ・高齢者もスポーツ活動に参加し、健康を維持している ・利用者・区民も参画して、公正で公平な施設活用がなされている ・イベント情報が定期的に広く発信されている
社会環境 <ul style="list-style-type: none"> ・あふれる情報の中から、的確に取捨選択できる青少年が育っている ・NPOなど市民団体と中野区が協働して、問題の指摘、住民の啓発、企業や国への提言などを発信している ・子ども達が、安心して地域で遊んでいる 		

1. 理念 中野区で育ってよかった、中野区に住んでよかった、中野区に住み続けたい、と思う人づくり

分類	現状分析(問題点)	10年後の姿	キーワード	実現するための具体的施策・方法
人権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他人への思いやりなどの欠如 ・ 日常生活の中で人権に取り組む意識が低い ・ 人権に対する周知度が低く、社会支援に繋がりにくい ・ 子どもの権利条約への取り組みが継続されていない ・ 子どもの人権尊重をするための、大人の理解のあり方があまり論議されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手を尊重する心と、自尊心を育てる教育が行われている ・ 人種・国籍・性別・職業などあらゆる差別を許さない地域社会が実現している ・ 「中野子ども権利条例」が制定され、教育行政・地域社会に活かされている 	<ul style="list-style-type: none"> 相手を尊重する心 基本的人権 子どもの権利条約 なかの子どもプラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権に対する理解を深めるための生活に密着した幼児期からの啓蒙システムづくり ・ 区民の人権意識を高めるための学習の機会の促進 ・ 身近な場所での人権に関する相談窓口の設置 ・ 人権オンブズマンの設置(人種差別・セクハラ・性同一障害等へも対応) ・ 子どもの権利への理解促進 子どもの権利を守り参画を進める仕組みづくり 子どもの意見表明の場の確保 子どものいじめ・虐待・不登校・障害・犯罪からの防御に対する支援の充実
平和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中野区は憲法擁護・非核都市宣言をしている ・ 平和の森公園の平和資料展示室がいかされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和教育への取り組みが目に見える形で行われ、身近に国際平和を考えられている ・ 世界平和に貢献できる人づくりが行われている 	国際平和 平和教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流を、平和活動の一環にする ・ 平和事業の推進 ・ 平和都市宣言の採択 ・ 平和を目的とした、NGO・NPO・公益法人等との連携
男女平等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中野区は2002年3月男女平等基本条例を制定 ・ 性別役割分業意識が根強く残っている ・ DV 防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)が施行されたが、対応施策が不足 ・ 区(民間も)の管理職・審議会委員に女性が少ない ・ 区立小中学校では、男女混合名簿実施は全部ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等参画社会への取り組みが推進されている 	<ul style="list-style-type: none"> 女性会館 ジェンダーフリー 女性の社会進出 男女平等基本条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性会館の機能を強化し、男女平等に係る学習の機会を確保する ・ ポジティブアクション(積極的差別是正策)を取り入れる(審議会・管理職等の男女比率) ・ DV(夫婦間・パートナー間等の暴力)やセクハラ等の相談窓口を充実させ、支援NPO等の連携により自立支援施策を確立する ・ 義務教育における男女平等意識を高める(男女混合名簿の推進・標準服の廃止の検討)

2. 子育て子育て支援・学校教育・社会教育を支えるための協働

小分類	現状分析(問題点)	10年後の姿	キーワード	実現するための具体的施策・方法
行政のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦割り行政の弊害がある ・ 事業のマンネリ化と共に区民の自主的参加の意識が低い ・ 「教育行政における区民参加に関する条例」などの主旨が、施策や事業に活かされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中野区の自治の理念や参加のしくみが広く区民に共有されている ・ 行政の各担当部署が縦横に結びつき有効に機能している ・ 民間を活用する考え方が整理されている ・ 地域活動を側面援助する仕組みや役割が構築されている 	<ul style="list-style-type: none"> 行政の役割の見直し 情報公開 公的保障 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治基本条例の制定 ・ 行政各部門で連携した、施策立案への転換 ・ 事業の達成度・費用対効果等の評価結果を、区民に公開する ・ 住民に広く情報公開する区民参加型行政への転換を図る仕組み作り 情報公開 施策立案・計画策定への参画 事業実施への参加 事業の検証 ・ 学校区・行政区域の見直し
地域活動のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政に依存しすぎた事による、主体性の欠如 ・ 次世代への引継ぎが難しくなっている、組織の高齢化 ・ 青少年育成事業を青少年育成地区委員会に集約したため、十分に目的が果たされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的に参画し、責任をもった活動が行われている ・ 地域組織は民主的に運営され、若年層も参画している 	<ul style="list-style-type: none"> 自主自立した地域活動 区民参加 NPO 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民と行政の役割分担を定期的に検証する ・ NPOの活用と活性化
施設利用のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設利用は、既得権行使のまま継続されがち ・ 施設の特別利用は、一貫性に欠けわかりにくい ・ 住民による運営もチェック機能が定かでない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効で公平な施設活用がなされている 	施設利用制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の利用は、まず児童生徒を優先する制度に転換 ・ 区民が公平に利用できるように、所管・管理・運営の再検討をする

3. 子育て・子育て支援 子どもの最善の利益を保障する施策を充実させる。家庭をとりまく、子育て子育ての社会化を実現する。

小分類	現状分析(問題点)	10年後の姿	キーワード	実現するための具体的施策・方法
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産前から子育ては開始される、という意識が低い ・ 自立していない大人が増えている ・ 子ども虐待(ぶつことがしつけ)が肯定されている ・ 親になれば、子育ては自然に出来ると思われている ・ 区立幼稚園の教育で、子どもは「自立」に必要なことを学んでいる。遊びの中で育ち伸びている ・ 区は保育園の父母会を認めていない(園対個人) ・ 親の就業形態への変化に対応しきれていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが、発達段階に応じて安全で健康にのびのびと育つ環境が整っている ・ 地域に支えられ、親が育っていく環境がある ・ 幼稚園や、保育園等、子どもにとってふさわしい施設を選択できる ・ 園と保護者で、一緒に子どもを育てあうという共通認識を持ち、話し合える場が充実している 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利条約 なかの子どもプラン 親育て 子育て子育て支援 子どもが主役 乳幼児期は、親子ともに、人間形成の原点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの権利」の条例化と啓蒙 ・ 「なかの子どもプラン」を、具体的に活用する施策の構築 ・ 親の学ぶ場と地域参加への道づくり ・ 子育てを視野に入れた両親学級を充実させ、参加率を高める仕組みを作る ・ 子育て子育て支援のコーディネーターを地域へ配置する ・ 子ども家庭支援センターの機能を強化する ・ 教育委員会は区立幼稚園をはじめ、就学前の子どもの教育施策を構築する ・ 保育園父母会の制度化 ・ 家庭環境に応じた保育ニーズへ対応するしくみを作る ・ 保育園児の健康面に配慮し、アレルギー対応・食器の問題などの環境改善を進める ・ 保育園の民間委託については十分に検討がされ、行政の最終責任を明確にする
学童期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失敗・悪戯が許されず、ギャングエイジが形成されにくい社会になっている ・ 子どもが地域の中で意見表明する場がない ・ 青少年育成事業を青少年育成地区委員会に集約したため、十分に目的が果たされていない ・ 児童館は、子どもの居場所・地域活動の拠点としての機能は高いが、狭く利用者が少ないなど見直しが迫られている ・ 学童クラブの利用は、親の諸状況で決められている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中で、体験や交流を通じて子どもが健全に育っている ・ 子どもが日常的にコミュニティを形成する居場所として児童館などの施設が整っている ・ 親の就業にかかわらず保護を必要とする子どもが利用できる学童クラブがある 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども会活動の再構築・活性化をはかる ・ 子どもの意見表明の場の確保 ・ 子どもに係わる目的を持つ青少年育成組織の可否を含めて見直し、意識の向上を図る(青少年委員等の再検討) ・ 児童館や子どものための施設の充実 ・ 児童館機能の向上を目指し、職員の専門性を高める研修制度の導入 ・ 子育て子育て支援のコーディネーターを地域へ配置する
青少年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中高生への支援が薄い ・ 中高生の居場所がない ・ 青年館が廃止されたので、青年層が活動する拠点が少なくなった ・ 問題行動を起こしてから支援・対応の組織しかない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民として意見を述べる機会や社会参画できる仕組みがある ・ 健全に育つために、青少年施設や公園などの居場所が確保され、活用されている ・ 問題を抱えている青少年への支援システムが整っている 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の居場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年が地域への自主参画出来る機会づくり ・ 青少年の社会参画を目指し、青少年に適した雇用対策を進める ・ 中高生が学習したり、集うための居場所の確保(公共施設を利用しやすくするための施策の推進) ・ 問題が顕在化する前の支援と家庭との連携
障害児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児も地域で生活していることへの理解不足 ・ 区や都は「ノーマライゼーション」をうたっているが、実情からは離れている ・ 障害児への理解不足と同時に、障害児の親の孤立化もあり支援をしにくくしている面もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児期から障害者への理解を促進する教育がなされている。 ・ 地域の学校で、ともに教育を受けられる ・ 親が亡くなった後も、生涯、地域で支えられて暮らしている 	<ul style="list-style-type: none"> 障害児の統合教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園・保育園からの統合教育の推進 ・ 区立小中学校の障害児全面受け入れ制度 ・ 多様な障害へのきめ細かな対応施策の充実
社会環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒・喫煙・犯罪をはじめとする無節操な報道が多い ・ インターネット・携帯電話の悪用が増えている ・ 自動販売機が野放図に設置されている ・ 商業主義に若者が飲み込まれている ・ 子どもたちが遊びにくくなっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あふれる情報の中から、的確に取捨選択できる青少年が育っている ・ NPOなど市民団体と中野区が協働して、問題の指摘、住民の啓発、企業や国への提言などを発信している ・ 子どもたちが安心して地域で遊んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> メディアリテラシー(メディアを使いこなす能力) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CTNなどの報道機関への働きかけ(飲酒・喫煙場面の削除) ・ 社会への提言のしくみづくり ・ チャイルドライン(子ども電話)の普及 ・ 子どもたちが安心して遊べる地域づくりの推進 ・ 家庭における非行防止プログラムの作成と普及

2 分野

自立してともに成長する人づくり

提 案 シ ー ト

4. 学校教育

子ども一人ひとりが、生き生き通う学校を目指す。子ども一人ひとりが、個性を生かし能力を伸ばせる教育環境づくり

小分類	現状分析(問題点)	10年後の姿	キーワード	実現するための具体的施策・方法
小学校・中学校	<ul style="list-style-type: none"> 公立の学校は校長先生によってかなりの違いがある 公立離れ(理由:学力不安、環境)、塾通い 総合的な学習の時間が必ずしも充実していない 絶対評価のため、評価基準が曖昧になりわかりにくい 教師の高齢化が進み、小学校の体育指導、中学の部活動の指導に支障をきたしている 不登校の子が多い 性教育が充分になされていない 公立中学校の標準服による画一した管理がされている 	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもに、基礎学力を身につける機会が保障されている 教育内容を多面的にとらえ、魅力ある授業を行う先生がたくさんいる より多くの人間関係づくりを学ぶ場になっている 自治意識を持ち、社会に目を向ける子どもが育っている 	<ul style="list-style-type: none"> 一定基準の教育を受けられる権利 学びの場としての保証 学校の活性化(子どもの居場所のひとつ) 子どもの権利条約 	<ul style="list-style-type: none"> 中野区として学校のあるべき基準(制度・施設・運営内容)の公表 課外活動や教育内容の充実を図る(自然とふれあう機会をふやす等) 第三者機関による、権限ある教育オンブズマンの設置 子どもの権利を守り、理解する教育の推進
制度	<ul style="list-style-type: none"> 区民との十分な議論がないまま、制度改革(学校選択制等)が進められている。 教員(小・中学校)の人事権が区にないために、配置、異動などに柔軟性を欠いている 教育委員の選出が不透明。何のための推薦システムが分からない 教育委員会は、教職員の人事権もなく、環境整備にしか権限がない。教育委員の発言に熱意が感じられない 学校評議員は校長先生の裁量で決められ、子どもに関心があると思われない人がなっている場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 学校が適正に配置され、子どもにとって良好な教育環境が整っている 教員同士が、能力を互いに高めあえる学校になっている 教育委員会は子どもと保護者の立場にたって、問題の解決にあたっている 行政機構の中で教育委員会は自立した運営がされている 「中野区教育行政における区民参加に関する条例」に基づき、区民と行政が積極的に検証、討論し、よりよい教育環境を追求している 	<ul style="list-style-type: none"> 学校再編 都から区への制度移管 教育委員制度の見直し 地域との接点 学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> 学校を適正配置して、子どものための適正規模を確保する 学校の説明責任と情報公開の制度化 東京都に対し、教職員の人事権の委譲を求めることを含め、区教育委員会が自立する 区民の意見が届くような、選出経過にも透明性のある教育委員制度の実現 教育委員は、中野区の事情をよく知り、公立学校を理解できる人を任命する 学校評議員制度を根本的に見直すとともに、会議を公開し、地域が参加し共に支えるしくみとする
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設利用は、既得権行使のまま継続されがち 地域利用によって、部活動など生徒の活動が制限されてしまうこともある 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設は、まず児童生徒の利用を優先し、公平性・透明性のある利用がされている 適正配置に伴い学校として使用しなくなった施設は、地域コミュニティの中心となり、教育資産として子どもをはじめ多くの区民に開放されている 	<ul style="list-style-type: none"> 学校を拓く 	<ul style="list-style-type: none"> 管理責任と認可の権限を校長だけに負わせない、学校開放の制度づくり 課外活動の場としての学校施設の利用を保証する仕組みを作る
地域	<ul style="list-style-type: none"> PTA活動が形骸化している PTAは学校に口を挟まず、運営を手伝うやり方が主流 働いているとPTAに参加しづらい現実と共に、働いているから、PTAに参加しなくてもよいという意識が見られる 学校以外の話し合いの場でもコミュニケーションが低下 子どもに係わる、青少年委員等委嘱委員の選出経過が不透明。なり手も少なくなっている 	<ul style="list-style-type: none"> 地域が公立学校を支え、子どもたちが育つ環境を見守っている 地域が、子ども達の公共心や社会性を育てる役割を果たしている 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを守る原点 子どもの権利条約 	<ul style="list-style-type: none"> 話し合い・議論の大切さを認識した活動の促進 学校の教育方針に対して、親や地域が話し合える教育コミュニティを作る。 子どもに係わる目的を持つ、青少年育成組織の可否を含めて見直し、意識の向上を図る(青少年委員等の再検討)

5. 社会教育

社会に貢献できる、豊かな人材育成を目指す。健康を維持し、生きがいを持って社会参加できる環境づくり

小分類	現状分析(問題点)	10年後の姿	キーワード	実現するための具体的施策・方法
学習の機会	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の捉え方が行政・区民とも未熟なままである 区の理念がないままでの、生涯学習館等の施策推進 学習意欲やニーズに対応する事業があっても、参加しにくい状況がある 講師派遣制度や事業の、費用対効果や成果の検証がない ことぶき大学はきっかけづくりとしては有効であるが、学習成果を生かす機会に乏しく、区民の意識も低調 講師登録制度は、コーディネーター不在のため機能せず、人材活用がされていない 	<ul style="list-style-type: none"> 学びを通じ、自立を目指した仲間作りや世代交流が支援されている 人権・平和や国際感覚を高める学習が用意されている それぞれのライフステージに応じた学習の機会がある 学んだ成果を自らが生かすための仕組みがある コミュニティの核となる人材が育っている 学びたい内容や方法が選択出来る情報が充分にある 	<ul style="list-style-type: none"> 自立的学習心の豊か 区民カレッジ多様な学習 受益者負担人材と情報 	<ul style="list-style-type: none"> 生きがい・心身の健康・学歴社会是正等、社会教育の意義について検討し、区の施策に生かしてゆく機会を設ける 行政・公社とNPOを始め自主団体・区民との協働による、多様なプログラムの展開 高校生を始め、スキルアップを目指したい人への支援として、就職再就職支援・資格取得・認定のための事業を民間と共同運営 学校教育(クラブ活動・総合的な学習)と連携し、地域での学習の場を新たに築く 区民・区職員を始め、種々の合同・共同研修の機会整備 公的保障と受益者負担のバランスについての検討 CTNやネットなどを介し、身近な手段で学べるシステムの構築 人材バンクの充実とコーディネート機能の整備 生涯学習の情報を集約した、情報提供システムの整備
図書館	<ul style="list-style-type: none"> 図書館は、ただで借りられる貸し本屋という現況 開館日が少ないという声がある 図書館司書の専門性が認められていないので、司書資格のある職員が少ない。又、非常勤職員に頼っている 図書館運営協議会が活発に機能していない 施設の老朽化と資料費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット活用、児童向けサービスなど、新しいサービスが実施され、多くの区民に有効に利用されている 専門の司書が職員の中心となって運営されている 知的交流の場となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館ネットワーク公共図書館の見直し 司書 知的財産の活用 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット導入による、貸出し返却システムの充実 対象者別の、読書会・お話し会・本にまつわる催しを、活発に企画、開催する 開館日・時間等の拡張 館長は、公募するなどして、図書館運営に精通し、マネジメントに長けた司書資格のある人にする 司書をはじめ、本に対する知識・情熱のある職員が、安心して働ける環境を整える 必要な情報を充分に得るための、図書資料の整備・拡充 民間活力の導入について、区民参加で、意見交換・仕組みの検討をする
文化	<ul style="list-style-type: none"> 文化政策の目標が示されていない 地域の専門家と住民の結びつきが希薄 事業の利用者が限られていて、継続性等にも問題がある 生涯学習施設は利用しにくく、ホールも利用状況が悪い 若者文化が分断され、世代を超えた文化の交流がない 	<ul style="list-style-type: none"> 中野区の文化遺産が保存され、区民に共有されている 専門家や文化コーディネーターの協力を得て、創造的環境が整っている 区民参画による文化事業が提案され実施されている 様々な施設が、世代を問わず利用しやすくなっている 街に若者文化を育てる環境があり、世代間の交流も行われている 誰でも色々な手段で文化情報を発信受信している 	<ul style="list-style-type: none"> 文化遺産の保存区民の参画 世代の交流 	<ul style="list-style-type: none"> 中野区の伝統工芸や文化遺産の保存の推進 事業のマネジメントを支援する専門家・コーディネーターの養成 区民が参画して事業を展開する 世代間の文化交流を促す仕組みづくり 若者文化が育ちやすい環境作り 様々な媒体による情報発信の構築
スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> 施設は少なく、偏在している 公園広場は規制が多いため運動に適さず、マラソンなどは場もない 地域のスポーツクラブは、体育授業削減を補填している 健康増進・医療費削減に寄与している、高齢者スポーツへの財政的援助がない 学校施設は時間等の制約・既得権の行使等で使いづらい 施設運営は行政まかせで、利用者・地域共に無関心 	<ul style="list-style-type: none"> 自然に親しみ、アウトドアを楽しむ環境がある 区民の多様なスポーツ要求が満たされている 青少年や区民のスポーツサークル活動が活発に行われている 高齢者もスポーツ活動に参加し、健康を維持している 利用者・区民も参画して、公正で公平な施設活用がなされている。 イベント情報が定期的に広く発信されている 	<ul style="list-style-type: none"> 参加の促進 ヘルスケア場の開放 	<ul style="list-style-type: none"> 区民のスポーツ権を保障するスポーツ条例の制定 自主活動サークルへの支援の仕組みづくり 基礎体力・スポーツ精神を養う、青少年の体育活動の充実 医療費削減を目指した施策の推進 学校施設の公平な利用を可能にする新たな仕組みづくり 学校・地域その他への情報提供システムの構築

中野区における平和行政の基本に関する条例

平成2年4月1日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、中野区の平和行政に係る基本原則並びに平和に関する事業の推進及びその財源の確保について定め、もって区民の平和で豊かな生活の維持向上に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 中野区は、世界の平和を求める区民の意志を表明した憲法擁護・非核都市の宣言(別記)の精神に基づき、日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に努めるとともに、区民が平和で安全な環境のもとに、人間としての基本的な権利と豊かな生活を追求できるよう、平和行政を推進するものとする。

(平和事業の推進)

第3条 中野区は、平和行政を推進するため、次の事業(以下「平和事業」という。)を実施するものとする。

- (1) 日本国憲法に規定する平和の意義の普及
- (2) 平和に関する情報の収集及び提供
- (3) 国内及び国外の諸都市との平和に関する交流
- (4) その他、この条例の趣旨に基づき区長が必要と認める事業

(基金の設置)

第4条 平和事業に要する財源を確保するため、中野区平和基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第5条 基金の基本額は、200,000,000円とする。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

2 区長は、前項の規定により基金に繰り入れた額の全部又は一部を平和事業に要する経費の財源に充てるため、処分することができる。

(繰替運用)

第8条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第9条 区長は、第7条第2項の規定によるほか、平和事業を実施するための財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(平和事業の公表)

第 10 条 区長は、平和事業の内容及びそれに要した経費並びに基金の運用状況を、毎年、区民に公表しなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記

憲法擁護・非核都市の宣言

まちには こどもの笑顔がある

ひろばには 若者の歌がある

ここには 私たちのくらしがある

海を越えた かなたにも

同じ人間の くらしがある

いま 地球をおおう 核兵器は

あらゆる いのちの営みを

この しあわせを 奪い去る

私たちの憲法は

くらしを守り 自由を守り

恒久の平和を誓う

私たちは この憲法を大切にし

世界中の人びとと 手をつなぎ

核をもつ すべての国に

核兵器をすてよ と 訴える

この区民の声を

憲法擁護・非核都市 中野区の

宣言とする

昭和 57 年 8 月 15 日

中野区

中野区教育行政における区民参加に関する条例

平成9年3月26日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、中野区の教育の分野における区民の主体的な取組を踏まえ、区民の意思が教育行政に適切に反映されるべきであるとの認識に基づいて、教育行政を推進するに当たっての区民参加の原則を確認し、もってより良い教育の実現を図ることを目的とする。

(区民参加の原則)

第2条 教育行政における区民参加(以下単に「区民参加」という。)は、次の原則に従い行われるものとする。

- (1) 区民参加は、教育に関する問題について区民の意見を総合し、地域の意思の形成をめざして行われるものであること。
- (2) 区民参加は、年齢、国籍等にかかわらず、すべての区民にその機会が保障されるものであること。
- (3) 区民参加は、具体的な仕組み及び手続により保障されるものであること。
- (4) 区民参加は、教育の政治的中立を尊重して行われるものであること。

(区民参加の仕組み)

第3条 区民参加の仕組みは、教育に関する施策又は事業の内容、性質、重要性等に応じ、審議会、協議会等の設置、公聴会、対話集会等の開催、意向調査の実施その他の適切な形態及び方法によるものとする。

(区民参加における配慮事項)

第4条 区民参加においては、権利の主体としての子どもの参加と意見表明の機会が保障されるよう配慮されなければならない。

- 2 区民参加においては、区民が区の機関に対し、直接かつ個別に意見、苦情等を申し出ることができるよう配慮されなければならない。
- 3 前項の意見、苦情等については、区の機関において公平かつ責任ある方法で処理されるものとし、当該意見、苦情等を申し出た区民は、そのことを理由としていかなる差別的取扱いも受けないものとする。

(区民の役割)

第5条 区民は、家庭及び地域における教育の機能を高め、教育環境を向上させるよう努めるものとする。

(区の機関の責務)

第6条 区の機関は、相互に連携し、区民参加の成果を主体的に実現するよう努めなければならない。

- 2 区の機関は、区民参加を促進するため、区民の自主的は活動を支援するとともに、区の機関が保有する情報を積極的に区民に提供し、その意思決定の過程についても公開するよう努めなければならない。
- 3 区の機関は、職員が区民参加の意義を理解し、これを尊重するよう研修その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条 第 6 条)

第 2 章 施策の総合的かつ効果的な推進(第 7 条 第 10 条)

第 3 章 苦情等の申出(第 11 条・第 12 条)

第 4 章 中野区男女平等専門委員会(第 13 条 第 15 条)

第 5 章 雑則(第 16 条)

附則

私たちは、基本的人権が保障され、性別にとらわれず一人ひとりがかげがえのない生命と人生をもった人間として尊重される社会の実現を願っている。

中野区は、これまで、男女平等に関して、国際社会や国内の動きをいち早く受け止め、先駆的な取組を推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお社会には、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣行が存在し、男女平等の達成にはさらなる努力が求められている。

本格的な少子高齢社会を迎え、家族形態の多様化など社会の急速な変化に対応し、私たちのまち中野が、豊かで活力のあるまちとして発展していくためには、女性も男性も性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、ともに社会に参画して責任を分かち合うことが重要である。

中野のまちのすべての人が、平等にいきいきと暮らし、男女がともに参画してつくる男女平等社会を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、中野区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的事項を定め、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 男女平等社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、男女の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。
- (3) 男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動とを両立すること。

(区の責務)

第 3 条 区は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、男女平等社会の形成の促進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 区は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、基本理念に沿うよう配慮するものとする。
- 3 区は、男女が等しく区の施策の策定及び実施の過程に参画する機会の確保を図るため、附属機関その他区の施策を策定し、又は実施するために設置された会議等の構成員の性別に偏りが生じないように積極的に努めるものとする。
- 4 区は、区民及び事業者が行う男女平等社会の形成に向けた活動の支援に努めるものとする。

(区民の責務)

第 4 条 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において男女平等社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、男女平等社会の形成の促進に関して、区に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、男女平等社会の形成の促進に関して、区に協力するよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、他の者を不快にさせる性的な言動をし、又はその言動によって生活環境を害し、若しくはその言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為を行ってはならない。
- 3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第 2 章 施策の総合的かつ効果的な推進

(基本計画)

第 7 条 区は、男女平等社会の形成に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、総合的に推進するものとする。

- 2 区は、基本計画を策定するにあたっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるものとする。

(拠点施設)

第 8 条 区は、基本理念に関する区民及び事業者の理解を深め、その男女平等社会の形成に向けた取組を支援するための総合的な拠点施設を置くものとする。

(調査研究)

第 9 条 区は、社会の制度又は慣行が男女平等社会の形成に及ぼす影響等の男女平等社会の形成に関し必要な調査研究に努めるものとする。

(普及・広報活動)

第 10 条 区は、基本理念に関する区民及び事業者の理解を促進するために必要な普及・広報活動に努めるものとする。

第 3 章 苦情等の申出

(苦情等の申出)

第 11 条 区民及び事業者は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすこと又は男女平等社会の形成の促進に関することについて、区長に対し苦情等の申出(以下「申出」という。)

をすることができる。

(申出への対応)

第 12 条 区長は、申出に対し、男女平等社会の形成の促進に資するよう適切に対応するものとする。

2 区長は、申出のうち特に必要があると認めるものについては、次条に規定する中野区男女平等専門委員会の助言を求めるものとする。

第 4 章 中野区男女平等専門委員会

(設置)

第 13 条 申出への対応のため、区長の求めに応じ必要な助言を行う区長の附属機関として、中野区男女平等専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 14 条 委員会は、第 12 条第 2 項の規定により、区長が助言を求めた申出について審議し、その対応に必要な助言を行うものとする。

(委員)

第 15 条 委員会の委員は、3 人以内とし、学識経験者のうちから区長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章及び第 4 章の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

計画の体系

家庭・地域・学校・行政が協働して 子育て・子育てを支援する中野のまち

	《 施策の方向 》	《 推進事業 》
社会全体で子育て・子育てを支援する環境づくり	子どもの最善の利益を考える社会の実現	子どもの権利条約の普及
	男女共同による子育て・子育て社会の実現	男女共同意識の向上
家庭・地域・学校・行政の子育て・子育て機能の向上と連携の強化	家庭の養育力の向上	家庭教育事業の充実 体験保育による子育て支援（再掲） 乳幼児親子事業（再掲）
	地域の人材の育成と活動の場や機会の確保	青少年育成者向け研修等 地域の人材確保と活動支援 子育て仲間づくりリーダーの養成（再掲） 子育て自主グループの育成と支援（再掲）
	家庭・地域・学校・行政のネットワークづくり	地域ネットワークの強化 全区的なネットワークづくり 子ども家庭支援センターの設置 新規

すべての子どもがのびのびと育ち 自立することができる中野のまち

	《 施策の方向 》	《 推進事業 》
子どもの権利を守り参加を進める仕組みづくり	子どもの権利を守る仕組みづくり	子ども向け相談の充実 子どもの権利救済
	子どもの意見表明と参加の場や機会の確保	子どもへの情報提供 子どもの意見発表の場の確保 子どもの意見の区政への反映 新規
子どもの成長・発達の保障	子どもの養育・教育・育成活動の充実	青少年育成事業の推進 地域事業の推進（再掲）
	障害のある子どもの療育体制の整備	子どもケアネットワークの運営 ホームヘルプサービスの充実 緊急一時保護の充実 保育園・学童クラブの受け入れ体制の整備 就学相談の充実
	子どもの健康の増進	子どもの発達段階に応じた健診等 子どもの健康に関する知識の普及 子どもの健康に関する相談事業 児童・生徒の健康学習の充実
子どもがのびのびと育つ環境づくり	魅力のある遊び場・居場所の整備	児童館の運営充実 学校施設を利用した遊び場・居場所の確保 青年館の運営充実 冒険遊び場の設置 青少年ふれあいセンターの設置 児童館の整備 公園の整備
	子どもの活力や興味を育てる活動の推進	地域事業の推進 区民の自主的事業に対する支援 子どもの自主的活動の支援

保護が必要な子どもに対する支援

虐待防止の仕組みづくり

虐待の早期発見・対応
虐待防止のための知識の普及
相談機能の充実（再掲）
相談ネットワークの形成（再掲）

いじめ防止策の強化

いじめの発見・対応
子ども向け相談の充実（再掲）

不登校の子どもに対する支援の充実

フリーステップ・ルームの活用
不登校についての理解の促進
子ども向け相談の充実（再掲）

子どもを犯罪から守る活動の推進

子どもを犯罪から守る事業の充実
子どもを犯罪から守る自主的活動の支援

安心して子どもを産み 育てることができる中野のまち

《 施策の方向 》

《 推進事業 》

安心して子どもを産むことができる環境づくり

妊娠・出産・育児に関する知識の普及

妊娠・出産・育児に関する知識の普及

妊産婦保健の推進

妊産婦健康診査
妊産婦指導

子育て不安を解消し楽しく子育てをする環境づくり

子育て相談の充実

相談窓口の地域展開
体験保育による子育て支援
相談機能の充実
相談ネットワークの形成

子育てグループの育成と支援

子育て仲間づくりリーダーの養成
子育て自主グループの育成と支援

地域における交流の場や機会の確保

地域交流の促進
乳幼児親子事業

適切な子育て情報の提供

適切な子育て情報の提供

多様で柔軟な保育サービスの提供

保育サービスの充実

保育環境の整備
延長保育の充実
産休明け保育の充実
夜型保育・深夜保育の検討実施
病気回復期保育園児の保育の仕組みづくり
緊急一時保育の充実
緊急宿泊保育体制の整備
女性の社会参加促進のための一時保育事業
ファミリー・サポート・センター事業 **新規**

学童クラブの充実

学童クラブの運営改善

子育て家庭の生活の支援

ひとり親家庭の生活支援の充実

母子生活支援施設の整備
ひとり親家庭に対する在宅サービスの充実
ひとり親家庭に対する経済的支援

子育ての経済的負担の軽減

各種手当等の支給・助成

子育て家庭向けの住宅や施設の整備

世帯向け住宅の確保